

互助会貸付事業における貸付利率が上がります

◎貸付金利率 **変更後 年1.26%** (令和8年4月から)
(変更前 年0.9%)

※令和8年度以降の新規貸付のほか、償還中の貸付についても、令和8年4月から変更利率を適用します。
(既貸付者の改正後の貸付金償還表については、3月下旬に所属所を通じて送付します。)

種 類	貸 付 金 額	年 利 率	償 還 回 数
生 活 資 金	100万円を限度に10万円単位の額	1.26%	72回以内
自動車購入資金	200万円を限度に10万円単位の額(購入金額以内)		
結 婚 資 金	200万円を限度に10万円単位の額		120回以内
教 育 資 金	200万円を限度に10万円単位の額		
住 宅 資 金	300万円と5年後の退職金の額に200万円を加算した額とのいずれか低い額を限度に50万円以上10万円単位の額		240回以内
特 別 住 宅 資 金	100万円を限度に50万円以上10万円単位の額		
子育て支援資金	50万円を限度に10万円単位の額	無利子	1回1万円単位で希望回数
通 勤 手 当 資 金	定期券の購入費用を限度に7万円以上で1万円単位の額		通勤手当支給月に全額償還

※令和6年能登半島地震に起因する災害緊急資金貸付は、申込期限(令和8年2月末日)をもって受付を終了しております。

※毎月月末締切りで、翌月の25日に申込者の口座に振込みます。

※貸付申込書は、所属事務担当者に依頼し、「共済・互助会システム」で作成してください。

※貸付の申込みには、「借用証書」、「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」及びその他実情に応じて、理事長が必要と認めた書類の提出が必要です。詳しくは互助会事務局へお問い合わせください。

※各種類の申込事由等は、互助会ホームページ又はスマートスクールネットの「互助会事業のお知らせ」をご覧ください。

入学・卒業祝品の請求についてのお願い

小学校入学、中学校入学

- 令和8年4月に入学予定のお子さんについては、4月に入ってから請求してください。
※令和8年4月1日に会員である方が対象です。

中学校卒業

- 令和8年3月に卒業予定のお子さんについては、卒業式後に請求してください。
※令和8年3月31日に会員である方が対象です。
※給付は4月以降になります。

※ 請求書は、所属事務担当者に依頼し、「共済・互助会システム」で作成してください。

●事務担当者の方へ

「共済・互助会システム」は、4月1日から人事異動に伴う更新が終了するまで、しばらくの間停止します。